

# 入札説明書受領書

第二管区海上保安本部総務部経理課宛

契約件名	塩釜港湾合同庁舎ほか16箇所で使用する電気 ・競争参加資格→「物品の販売」A又はB				
入札説明書受領年月日時	令和	年	月	日	午前・午後 時 分
申込業者氏名又は商号					
申込業者住所又は所在地					
担当者職名・氏名・連絡先	Tell Fax Mail				
電子・紙入札の別 (どちらかに○)	電子入札	紙入札			
入札説明書(仕様書含む)受領印 (担当者印)					
その他 (御社競争参加資格の記載等)					

※ホームページ又は郵送で入札説明書を受領された方へ

入札説明書の受領確認のため、上記各箇所記入のうえ、PDFを下記メールアドレスあて送付をお願いいたします。

メールアドレス: jcg-2keiri@gxb.mlit.go.jp

# 入札説明書

(最低価格落札方式)

調達番号 契電 1

調達件名 塩釜港湾合同庁舎ほか16箇所で使用する電気

## 項目及び構成

1. 契約担当官等
2. 調達内容
3. 競争参加資格
4. 入札書の提出場所等
5. その他

## 添付物

- ・仕様書
- ・契約書(案)
- ・確認書
- ・委任状
- ・様式1 紙入札方式参加願
- ・様式1-2 入札書
- ・適合証明書
- ・特定電源割当計画書

第二管区海上保安本部の調達契約にかかる入札公告（令和7年12月11日付）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）に定めるものほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当官等

支出負担行為担当官

第二管区海上保安本部長 白崎 俊介

## 2 調達内容

(1) 件名 塩釜港湾合同庁舎ほか16箇所で使用する電気

※本調達契約は、令和8年度予算の成立を条件とする。

(2) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

(3) 需要場所 仕様書のとおり

(4) 入札方法

本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行なう対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、別添様式1「紙入札方式参加願」を提出し、別添様式1-2「入札書」により入札すること。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては单一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、同一月においては单一のものとする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、当本部が提示する契約電力及び予定使用電力量の総価を入札金額とすること。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- ③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において仕様書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(5) 入札保証金及び契約保証金 免除

## 3 競争参加資格

(1) 予決令第70条の規定に該当しないものであること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。また、当本部から指名停止の措置を受け、指名停止中の者でないこと。

(3) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、

### 「物品の販売」A又はB等級

に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし、指名停止期間中にあるものは除く。）なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。

競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒 985-8507 宮城県塩釜市貞山通3-4-1

第二管区海上保安本部 総務部 経理課 入札審査係

TEL 022-363-0111 (内線2224)

- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格として、地球温暖化防止対策の観点から、別紙1「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に示す、別添「適合証明書」を提出し条件を満たす者であること。
- (6) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 電子調達システムによる場合は、電子証明書を取得していること。
- (8) 電子調達システムによる場合で、次の事項に該当する者は、競争に参加することができない。
- ① 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者
  - ② 代表者、受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者等の電子証明書を使用して入札に参加した者
  - ③ 同一案件に対し、同一業者が故意に複数の電子証明書を使用して入札に参加した者
- (9) 上記(3)の担当者から本案件に係る入札説明書を入手している者であること。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 電子調達システムのURL  
政府電子調達 (G E P S)  
<https://www.p-potal.go.jp/pps-web/>
- (2) 紙入札方式による入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
〒 985-8507 宮城県塩釜市貞山通3-4-1  
第二管区海上保安本部 総務部 経理課 入札審査係  
TEL 022-363-0111 (内線2224)
- (3) 紙入札及び電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限  
令和8年1月13日 15時00分
- (4) 紙入札及び電子調達システムによる入札書の受領期限  
令和8年2月3日 15時00分
- (5) 紙入札の場合の入札書の提出方法
- ① 入札書は別添様式1-2にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ、封印し、かつ、封皮に氏名（法人の場合は名称又は商号）及び「令和8年2月4日開札、〔塩釜港湾合同庁舎ほか16箇所で使用する電気〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。
  - ② 郵便（配達証明又は書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和8年2月4日開札入札書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、上記4(2)宛に入札書受領期限までに到着するよう送付しなければならない。
  - ③ 電報、電話による入札は認めない。
  - ④ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (6) 入札の無効
- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。
    - ア 競争参加資格のある者であっても、入札時において、第二管区海上保安本部長から指名停止措置を受け指名停止期間中にある者のした入札
    - イ 委任状が提出されていない代理人のした入札
    - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

- エ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもつて代えることができる。）を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 公正な競争の執行を妨げたもの又は公正な価格を乱し、若しくは不正な利益を得るため連合した者の入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

② 電子入札参加者にあっては、電子証明書を不正に使用して行なった入札

(7) 入札の延期等

- ① 入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず若しくは入札の執行を延期し又はこれを取り止めことがある。
- ② 電子調達システムの長時間に渡る不調のため、開札等の手続きが行なえない場合は、入札・開札の執行を延期することがある。

(8) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに別添「委任状」を提出しなければならない。
- ② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 入札者又は代理人の押印省略による入札

入札者又は代理人が入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

(10) 開札の日時及び場所 令 和 8 年 2 月 4 日 10時30分

宮城県塩釜市貞山通三丁目4番1号  
第二管区海上保安本部 4F 入札室

(11) 開札

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。  
再度入札の時間については、原則として開札手続きを行なったのち30分後に行なうこととするので、電子入札者は再度入札通知書を必ず確認すること。  
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ⑥ 入札執行回数：原則として、2回以内とする。

## 5 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望するものは、競争参加資格の確認資料として、下記入札書類データ（証明書等）を4（3）の受領期限までに提出すること。

・電子調達システムにより入札を行う者は下記の書類を電子調達システムにより提出すること

① 令和7・8・9年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）における資格決定通知書の写し

② 別添「確認書」

③ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明できる書類

④ 別添「適合証明書」

⑤ 仕様書に定めた再生可能エネルギー比率を示した再生可能エネルギー電源の別添「特定電源割当計画書」

・紙入札方式にて参加を希望する者は下記の書類を提出すること

上記①、③、④、⑤のほか、

⑥ 別添様式1「紙入札方式参加願」

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

① 本入札説明書4に従い入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、紙入札の場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。それ以外の場合は、別途日時を設定のうえ、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に書面により通知する。

(4) 契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときはまず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件

支払いは毎月払いとし、適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(6) 異議の申立

入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 電子入札方式の証明書等に使用するアプリケーション及びバージョンについては次のいずれかとする。

- ・一太郎 Pro4形式以下の保存
- ・Microsoft Word Word2016形式以下の保存
- ・Microsoft Excel Excel2016形式以下の保存

- ・PDFファイル AcrobatDC以下で作成のもの
- ・画像ファイル JPEG形式及びGIF形式

(9) 電子入札方式の証明書等を圧縮する必要がある場合は、次的方式とする。なお、各々の自己解凍方式は使用出来ない。

- ・LZH方式またはZIP方式

(10) 電子入札により送信された入札価格または、書面により入札箱に投函された入札書については、第二管区海上保安本部一般競争入札心得第9条各号に該当するものを除き、送信（投函）された入札書は有効な入札書として取扱うものとする。従つて入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札書の無効の訴えは提起できないものとする。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止措置が講じられるので注意されたい。

(11) 入札に参加する者は、入札説明書等の交付を手交、または郵送によらない場合、ホームページからダウンロードのうえ内容を熟読すること。ダウンロードをしない場合は入札に参加できない場合がある。

(12) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「第二管区海上保安本部入札・見積者心得」によるものとする。

(13) 入札希望者／契約者は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。

## 【案】

令和8年度  
契電第1号

# 電力需給契約書

件名：塩釜港湾合同庁舎ほか16箇所で使用する電気

発注者 支出負担行為担当官 第二管区海上保安本部長 \*\*\*\*\*(以下「発1」という。)、支出負担行為担当官 横浜税関総務部長 \*\*\*\*\*(以下「発2」という。)、支出負担行為担当官 仙台検疫所総務課長 \*\*\*\*\*(以下「発3」という。)、分任支出負担行為担当官 横浜植物防疫所塩釜支所長 \*\*\*\*\*(以下「発4」という。)、支出負担行為担当官 函館税關総務部長 \*\*\*\*\*(以下「発5」という。)、支出負担行為担当官 盛岡地方検察庁検事正 \*\*\*\*\*(以下「発6」という。)、支出負担行為担当官 青森労働局総務部長 \*\*\*\*\*(以下「発7」という。)、支出負担行為担当官 東北運輸局長 \*\*\*\*\*(以下「発8」という。)、石巻市長 \*\*\*\*\*(以下「発9」という。)、福島県知事 \*\*\*\*\*(以下「発10」という。)と 受注者 \*\*\*\*\*(以下「発11」という。)との間において、塩釜港湾合同庁舎ほか16箇所で使用する電気の需給に關し、次の条項により契約を締結する。

なお、上記記載の発1から発10までを以下「発注者」という。

(総則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、塩釜港湾合同庁舎ほか16箇所で使用する電気を発注者の需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は別紙1及び別紙2のとおりとする。

2 消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出される額とする。

3 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときには、別途定めるところにより価格を改定することができる。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 免除

(権利義務の譲渡禁止)

第5条 受注者は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項但し書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払いによる弁済効力は、発注者が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和55年政令第22号）第5条第1項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。受注者は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させることができない。

(使用電力量の増減)

第6条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第7条 契約電力とは契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。数値については仕様書に基づくものとする。

(使用電力量の計量)

第8条 受注者は毎月あらかじめ定めた日（以下「計量日」という。）に計量器に記録された値を読み取り使用電力量（前月の計量日の翌日から当月の計量日までに使用した電力量）を発注者に通知しなければならない。

(料金の算定期間)

第9条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(料金の支払及び請求と遅延利息)

第10条 受注者は、第8条の計量後、すみやかに料金の支払請求書を第二管区海上保安本部に郵送する。

2 発注者は支払請求書により受注者が指定した金融機関を通じて電力使用料金を支払うものとする。

3 受注者は、第8条に定められた計量後、契約電力に第2条第1項で定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額（以下「基本

料金」という。)に当該月における使用電力量に第2条第1項で定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする。)を、1ヶ月毎に発注者に請求するものとし、発注者は受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に支払わなければならない。

- 4 発注者は、前項に規定する約定期間に料金を支払わなかった場合には、遅延利息として、約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.5%の割合で計算した金額(当該利息金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。)を受注者に支払うものとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

#### (機密の保持)

第11条 発注者及び受注者は、業務上知り得た発注者の秘密を他に漏らしてはならない。なお、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、発注者及び受注者の業務運営上特に必要な場合で、発注者又は受注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

#### (契約の解除)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 1 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力を供給せず、又は供給する見込みがないと発注者が認めたとき。
  - 2 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。
  - 3 本契約の履行に関し、受注者又はその使人等に不正の行為があったとき。
  - 4 前各号に定めるもののほか、受注者が本契約条項に違反したとき。
- 2 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
    - 一 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
    - 二 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - 四 役員等が、暴力団員又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - 七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 3 第1項第1号から第6号及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第1項第1号から第3号までの場合において、受注者の責に帰することができない事由があるときは、この限りではない。

#### （違約金）

第13条 受注者の責に帰すべき事由により本契約が解約された場合は、受注者は、契約電力に第2条第1項で定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額と当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第2条第1項に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た金額との合計金額の百分の十に相当する金額を違約金として発注者等の指定する期間内に発注者に支払わなければならぬ。

#### （談合等不正行為があった場合の違約金等）

第14条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者等の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者等に支払わなければならない。

(損害賠償)

第15条 発注者は、契約の解除(第12条第2号を除く。)及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(細目的事項の取り扱い)

第16条 契約履行上必要な細目的事項については、受注者の定める電気標準約款によるものとする。

(協議)

第17条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項及び別に定める協定書に定めていない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(合意管轄)

第18条 本契約に関する訴えの管轄は、発注者の所在地を管轄区域とする仙台地方裁判所とする。

施設名	契約電力 (kW)	基本料金単価		電力量料金単価			
		円/kW・月(税込)	うち消費税及び 地方消費税額	夏季 (円/kW・時)	うち消費税及び 地方消費税額	その他季 (円/kW・時)	うち消費税及び 地方消費税額
塩釜港湾合同庁舎	350						
青森港湾合同庁舎	40						
釜石港湾合同庁舎	45						
小名浜港湾合同庁舎	45						
石巻港湾合同庁舎	55						
気仙沼合同庁舎	55						
仙台航空基地	79						



以上、契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者等受注者記名押印の上、発注者及び受注者が各1通を保有する。

令和 年 月 日

(発1) 宮城県塩釜市貞山通三丁目4番1号  
支出負担行為担当官  
第二管区海上保安本部長 \* \* \* \*

(発2) 神奈川県横浜市中区海岸通1-1  
支出負担行為担当官  
横浜税関総務部長 \* \* \* \*

(発3) 宮城県塩釜市貞山通三丁目4番1号  
支出負担行為担当官  
仙台検疫所総務課長 \* \* \* \*

(発4) 宮城県塩釜市貞山通三丁目4番1号  
分任支出負担行為担当官  
横浜植物防疫所塩釜支所長 \* \* \* \*

(発5) 北海道函館市海岸町24番4号  
支出負担行為担当官  
函館税関総務部長 \* \* \* \*

(発 6) 岩手県盛岡市内丸 8-20  
支出負担行為担当官  
盛岡地方検察庁検事正 \*\*\*

(発 7) 青森県青森市新町二丁目 4-25  
支出負担行為担当官  
青森労働局総務部長 \*\*\*

(発 8) 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地  
支出負担行為担当官  
東北運輸局長 \*\*\*

(発 9) 宮城県石巻市穀町 14 番 1 号  
石巻市長  
\*\*\*

(発 10) 福島県福島市杉妻 2 番 16 号  
福島県知事  
\*\*\*

(受注者) \*\*\*  
\*\*\*  
\*\*\*

# 確 認 書

件名 : 塩釜港湾合同庁舎ほか16箇所で使用する電気  
(電子入札対象案件)

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

会社名等

部署名

確認者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用するICカード券面の番号を記入してください。

【ICカード券面の番号】「シリアルナンバー(SN)」「ID」などの項目に続く  
10桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左詰めで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

\* 今回限定した上記のICカード以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

\* 上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

紙入札方式での参加を希望する方は、速やかに「紙入札方式参加願」を提出してください。

# 委任状

令和 年 月 日

第二管区海上保安本部長 殿

住 所（所在地）

商号又は名称

代表者役職氏名

私は、  
を代理人と定め、下記の入札に関する一切の権限を  
委任します。

記

1 開札日 令和8年2月4日

2 件名 塩釜港湾合同庁舎ほか16箇所で使用する電気

受任者使用印

## 紙入札方式参加願

1. 件名 塩釜港湾合同庁舎ほか16箇所で使用する電気

上記の案件は、電子入札システムを利用しての参加ができないため  
紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号

企 業 名 称

企 業 郵 便 番 号

企 業 住 所

代 表 者 氏 名

代 表 者 役 職

電 子 く じ 番 号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

支出負担行為担当官

第二管区海上保安本部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

※入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその者が記載、押印する。

※電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の3桁の数字を記載する。

## 入札書

一金

入札金額は、予定数量に対する総価とする。

ただし 塩釜港湾合同庁舎ほか16箇所で使用する電気

貴部局入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官  
第二管区海上保安本部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

(注)1.用紙の寸法は、日本産業規格A4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

別添

## 適合証明書

令和 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

印

公告件名：塩釜港湾合同庁舎ほか16箇所で使用する電気

下記のとおり相違ないことを証明します。

### 1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ④その他（ ）	③チラシ

### 2 令和5年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数	
----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定期（参入日から1年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙1により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法（又は事業開始日及び開示予定期）を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

《上記例は把握できる最新の状況が令和5年度である場合。実際の入札に当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。》

《二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。》

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1. 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が 70 点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和5年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） (単位 : kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.600 以上 0.690 未満	20
	0.690 以上	0
	0.675%以上	10
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	0 %超 0.675%未満	5
	活用していない	0
	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2. 添付書類等

- ・ 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3. 契約期間内における努力等

（1）契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

（2）1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めことがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

「各用語の定義」

用語	定義
①令和5年度 1kWh当たり の二酸化炭 素排出係数	<p>「令和5年度 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和5年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。</p> <p>なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
②令和5年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和5年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)} \times 100 \\ \text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和5年度の供給電力量 (需要端)}}{\text{令和5年度の供給電力量 (需要端)}}$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</li> <li>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</li> </ul> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①工場等の廃熱又は排圧</li> <li>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第</li> </ul>

	<p>108号) (以下「FIT法」という。) 第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
--	--

③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5}}{\textcircled{6}} \times 100$ <p>① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))</p> <p>②令和5年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)</p> <p>③グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥令和5年度の供給電力量 (需要端(kWh))</p> <p>1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)</p>
---------------------	---

	<p>地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 令和5年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li> <li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</li> </ul>

令和 年 月 日

## 特 定 電 源 割 当 計 画 書 ( 塩釜港湾合同庁舎 )

支出負担行為担当官  
第二管区海上保安本部長様

住 所  
会社名  
代表者氏名

令和8年度に以下の通り塩釜港湾合同庁舎に電力を供給することを計画する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については塩釜港湾合同庁舎に移転する計画である。

## 1 需要施設名等

需要施設名 塩釜港湾合同庁舎  
需要施設住所 宮城県塩釜市貞山通3-4-1  
契約電力 350kW

## 2 供給期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり)

盐釜港湾合同厅舍

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計(kWh)			

## 2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計(kWh)			
総計(Kwh)			

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

令和 年 月 日

## 特 定 電 源 割 当 計 画 書 ( 青森港湾合同庁舎 )

支出負担行為担当官  
第二管区海上保安本部長様

住 所  
会社名  
代表者氏名

令和8年度に以下の通り青森港湾合同庁舎に電力を供給することを計画する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については青森港湾合同庁舎に移転する計画である。

## 1 需要施設名等

需要施設名 青森港湾合同庁舎  
需要施設住所 青森県青森市青柳1-1-2  
契約電力 40kW

## 2 供給期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり)

青森港湾合同庁舎

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計(kWh)			

## 2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計(kWh)			
総計(Kwh)			

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

令和 年 月 日

## 特 定 電 源 割 当 計 画 書（釜石港湾合同庁舎）

支出負担行為担当官  
第二管区海上保安本部長様

住 所  
会社名  
代表者氏名

令和8年度に以下の通り釜石港湾合同庁舎に電力を供給することを計画する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については釜石港湾合同庁舎に移転する計画である。

## 1 需要施設名等

需要施設名 釜石港湾合同庁舎  
需要施設住所 岩手県釜石市魚河岸1-2  
契約電力 45kW

## 2 供給期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり)

釜石港湾合同庁舎

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計(kWh)			

## 2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計(kWh)			
総計(Kwh)			

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

令和 年 月 日

## 特 定 電 源 割 当 計 画 書（小名浜港湾合同庁舎）

支出負担行為担当官  
第二管区海上保安本部長様

住 所  
会社名  
代表者氏名

令和8年度に以下の通り小名浜港湾合同庁舎に電力を供給することを計画する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については小名浜港湾合同庁舎に移転する計画である。

## 1 需要施設名等

需要施設名 小名浜港湾合同庁舎  
需要施設住所 福島県いわき市小名浜字辰巳町66  
契約電力 45kW

## 2 供給期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり)

小名浜港湾合同庁舎

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計(kWh)			

## 2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計(kWh)			
総計(Kwh)			

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

令和 年 月 日

## 特 定 電 源 割 当 計 画 書 ( 石巻港湾合同庁舎 )

支出負担行為担当官  
第二管区海上保安本部長様

住 所  
会社名  
代表者氏名

令和8年度に以下の通り石巻港湾合同庁舎に電力を供給することを計画する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については石巻港湾合同庁舎に移転する計画である。

## 1 需要施設名等

需要施設名 石巻港湾合同庁舎  
需要施設住所 宮城県石巻市中島町15-2  
契約電力 55kW

## 2 供給期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり)

石巻港湾合同庁舎

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計(kWh)			

## 2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計(kWh)			
総計(Kwh)			

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

令和 年 月 日

## 特 定 電 源 割 当 計 画 書 ( 気仙沼合同庁舎 )

支出負担行為担当官  
第二管区海上保安本部長様

住 所  
会社名  
代表者氏名

令和8年度に以下の通り気仙沼合同庁舎に電力を供給することを計画する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については気仙沼合同庁舎に移転する計画である。

## 1 需要施設名等

需要施設名 気仙沼合同庁舎  
需要施設住所 宮城県気仙沼市朝日町1-2  
契約電力 55kW

## 2 供給期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり)

氣仙沼合同序舍

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計(kWh)			

## 2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計(kWh)			
総計(Kwh)			

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

令和 年 月 日

## 特 定 電 源 割 当 計 画 書 ( 仙 台 航 空 基 地 )

支出負担行為担当官  
第二管区海上保安本部長様

住 所  
会社名  
代表者氏名

令和8年度に以下の通り仙台航空基地に電力を供給することを計画する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については仙台航空基地に移転する計画である。

## 1 需要施設名等

需要施設名 仙台航空基地  
需要施設住所 宮城県岩沼市下野郷字北長沼4  
契約電力 79kW

## 2 供給期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり)

仙台航空基地

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計(kWh)			

## 2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計(kWh)			
総計(Kwh)			

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

令和 年 月 日

## 特定電源割当計画書（仙台塩釜港（塩釜地区）貞山ふ頭巡視船基地）

支出負担行為担当官  
第二管区海上保安本部長様

住 所  
会社名  
代表者氏名

令和8年度に以下の通り仙台塩釜港（塩釜地区）貞山ふ頭巡視船基地に電力を供給することを計画する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については仙台塩釜港（塩釜地区）貞山ふ頭巡視船基地に移転する計画である。

## 1 需要施設名等

需要施設名 仙台塩釜港（塩釜地区）貞山ふ頭巡視船基地  
需要施設住所 宮城県塩釜市貞山通1-10-1  
契約電力 86kW

## 2 供給期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり)

## 仙台塩釜港(塩釜地区)貞山ふ頭巡視船基地

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計(kWh)			

## 2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計(kWh)			
総計(Kwh)			

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

令和 年 月 日

## 特 定 電 源 割 当 計 画 書( 仙台塩釜港(塩釜地区)西ふ頭巡視船基地 )

支出負担行為担当官  
第二管区海上保安本部長様

住 所  
会社名  
代表者氏名

令和8年度に以下の通り仙台塩釜港(塩釜地区)西ふ頭巡視船基地に電力を供給することを計画する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については仙台塩釜港(塩釜地区)西ふ頭巡視船基地に移転する計画である。

## 1 需要施設名等

需要施設名 仙台塩釜港(塩釜地区)西ふ頭巡視船基地  
需要施設住所 宮城県塩釜市港町1-4-57  
契約電力 134kW

## 2 供給期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり)

## 仙台塩釜港(塩釜地区)西ふ頭巡視船基地

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計(kWh)			

## 2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計(kWh)			
総計(Kwh)			

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

令和 年 月 日

## 特定電源割当計画書（仙台塩釜港（塩釜地区）中ふ頭巡視船基地）

支出負担行為担当官  
第二管区海上保安本部長様

住 所  
会社名  
代表者氏名

令和8年度に以下の通り仙台塩釜港（塩釜地区）中ふ頭巡視船基地に電力を供給することを計画する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については仙台塩釜港（塩釜地区）中ふ頭巡視船基地に移転する計画である。

## 1 需要施設名等

需要施設名 仙台塩釜港（塩釜地区）中ふ頭巡視船基地  
需要施設住所 宮城県塩釜市貞山通1丁目地先  
契約電力 139kW

## 2 供給期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり)

## 仙台塩釜港(塩釜地区)中ふ頭巡視船基地

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計(kWh)			

## 2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計(kWh)			
総計(Kwh)			

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

令和 年 月 日

## 特 定 電 源 割 当 計 画 書 ( 八戸港河原木地区1号ふ頭巡視船基地 )

支出負担行為担当官  
第二管区海上保安本部長様

住 所  
会社名  
代表者氏名

令和8年度に以下の通り八戸港河原木地区1号ふ頭巡視船基地に電力を供給することを計画する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については八戸港河原木地区1号ふ頭巡視船基地に移転する計画である。

## 1 需要施設名等

需要施設名 八戸港河原木地区1号ふ頭巡視船基地  
需要施設住所 青森県八戸市豊洲3-8地先  
契約電力 88kW

## 2 供給期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり)

## 八戸港河原木地区1号ふ頭巡視船基地

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計(kWh)			

## 2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計(kWh)			
総計(Kwh)			

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

令和 年 月 日

## 特 定 電 源 割 当 計 画 書 ( 八戸港白銀3号ふ頭巡視船基地 )

支出負担行為担当官  
第二管区海上保安本部長様

住 所  
会社名  
代表者氏名

令和8年度に以下の通り八戸港白銀3号ふ頭巡視船基地に電力を供給することを計画する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については八戸港白銀3号ふ頭巡視船基地に移転する計画である。

## 1 需要施設名等

需要施設名 八戸港白銀3号ふ頭巡視船基地  
需要施設住所 青森県八戸市大字白銀町字昭和町4-1  
契約電力 56kW

## 2 供給期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり)

## 八戸港白銀3号ふ頭巡視船基地

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計(kWh)			

## 2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計(kWh)			
総計(Kwh)			

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

令和 年 月 日

## 特定電源割当計画書（釜石官公庁船浅橋巡視船基地）

支出負担行為担当官  
第二管区海上保安本部長様

住 所  
会社名  
代表者氏名

令和8年度に以下の通り釜石官公庁船浅橋巡視船基地に電力を供給することを計画する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については釜石官公庁船浅橋巡視船基地に移転する計画である。

## 1 需要施設名等

需要施設名 釜石官公庁船浅橋巡視船基地  
需要施設住所 岩手県釜石市港町2-4  
契約電力 64kW

## 2 供給期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり)

## 釜石官公庁船浅橋巡視船基地

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計(kWh)			

## 2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計(kWh)			
総計(Kwh)			

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

令和 年 月 日

## 特 定 電 源 割 当 計 画 書 ( 秋田船川港(秋田地区)飯島-5m岸壁巡視船基地 )

支出負担行為担当官  
第二管区海上保安本部長様

住 所  
会社名  
代表者氏名

令和8年度に以下の通り秋田船川港(秋田地区)飯島-5m岸壁巡視船基地に電力を供給することを計画する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については秋田船川港(秋田地区)飯島-5m岸壁巡視船基地に移転する計画である。

## 1 需要施設名等

需要施設名 秋田船川港(秋田地区)飯島-5m岸壁巡視船基地  
需要施設住所 秋田県秋田市飯島字堀川119  
契約電力 128kW

## 2 供給期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり)

## 秋田船川港(秋田地区)飯島-5m岸壁巡視船基地

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計(kWh)			

## 2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計(kWh)			
総計(Kwh)			

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

令和 年 月 日

## 特 定 電 源 割 当 計 画 書（酒田港巡視船用陸電施設）

支出負担行為担当官  
第二管区海上保安本部長様

住 所  
会社名  
代表者氏名

令和8年度に以下の通り酒田港巡視船用陸電施設に電力を供給することを計画する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については酒田港巡視船用陸電施設に移転する計画である。

## 1 需要施設名等

需要施設名 酒田港巡視船用陸電施設  
需要施設住所 山形県酒田市船場町2丁目地内  
契約電力 53kW

## 2 供給期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり)

## 酒田港巡視船用陸電施設

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計(kWh)			

## 2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計(kWh)			
総計(Kwh)			

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

令和 年 月 日

## 特定電源割当計画書（小名浜港1号ふ頭-4.5m岸壁巡視船基地）

支出負担行為担当官  
第二管区海上保安本部長様

住 所  
会社名  
代表者氏名

令和8年度に以下の通り小名浜港1号ふ頭-4.5m岸壁巡視船基地に電力を供給することを計画する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については小名浜港1号ふ頭-4.5m岸壁巡視船基地に移転する計画である。

## 1 需要施設名等

需要施設名 小名浜港1号ふ頭-4.5m岸壁巡視船基地  
需要施設住所 福島県いわき市小名浜字辰巳町地先  
契約電力 75kW

## 2 供給期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり)

## 小名浜港1号ふ頭-4. 5m岸壁巡視船基地

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計(kWh)			

## 2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計(kWh)			
総計(Kwh)			

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

令和 年 月 日

## 特 定 電 源 割 当 計 画 書（小名浜港1号ふ頭巡視船基地）

支出負担行為担当官  
第二管区海上保安本部長様

住 所  
会社名  
代表者氏名

令和8年度に以下の通り小名浜港1号ふ頭巡視船基地に電力を供給することを計画する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については小名浜港1号ふ頭巡視船基地に移転する計画である。

## 1 需要施設名等

需要施設名 小名浜港1号ふ頭巡視船基地  
需要施設住所 福島県いわき市小名浜字辰巳町43-1  
契約電力 42kW

## 2 供給期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり)

小名浜港1号ふ頭巡視船基地

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計(kWh)			

## 2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計(kWh)			
総計(Kwh)			

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること